

議 案 目 録

令和3年(2021年)9月6日

| 番 号 | 件 名 |
|----------|--|
| 議案第 62 号 | 令和3年度(2021年度)彦根市一般会計補正予算(第8号) |
| 議案第 63 号 | 令和3年度(2021年度)彦根市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号) |
| 議案第 64 号 | 令和3年度(2021年度)彦根市病院事業会計補正予算(第1号) |
| 議案第 65 号 | 彦根市個人情報保護条例および彦根市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案 |
| 議案第 66 号 | 彦根市印鑑条例の一部を改正する条例案 |
| 議案第 67 号 | 彦根市スポーツ・文化交流センターの設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案 |
| 議案第 68 号 | 彦根市犯罪被害者等支援条例の一部を改正する条例案 |
| 議案第 69 号 | 彦根市営住宅の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案 |
| 議案第 70 号 | 工事請負契約の締結につき議決を求めることについて |
| 議案第 71 号 | 財産の取得につき議決を求めることについて |
| 議案第 72 号 | 財産の取得につき議決を求めることについて |
| 議案第 73 号 | 令和2年度(2020年度)彦根市病院事業会計の決算につき認定を求めることについて |
| 議案第 74 号 | 令和2年度(2020年度)彦根市水道事業会計の決算につき認定を求めることについて |
| 議案第 75 号 | 令和2年度(2020年度)彦根市下水道事業会計の決算につき認定を求めることについて |
| 議案第 76 号 | 彦根市公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて |
| 議案第 77 号 | 彦根市教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて |
| 議案第 78 号 | 彦根市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて |
| 諮問第 1 号 | 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて |
| 諮問第 2 号 | 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて |
| 諮問第 3 号 | 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて |
| 諮問第 4 号 | 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて |

| | |
|----------|-------------------------------------|
| 諮問第 5 号 | 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて |
| 諮問第 6 号 | 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて |
| 報告第 17 号 | 和解および損害賠償の額の決定について |
| 報告第 18 号 | 令和2年度(2020年度)一般財団法人彦根市事業公社の決算状況について |
| 報告第 19 号 | 第33期彦根総合地方卸売市場株式会社の決算状況について |
| 報告第 20 号 | 第24期株式会社夢京橋の決算状況について |
| 報告第 21 号 | 第18期株式会社四番町スクエアの決算状況について |
| 報告第 22 号 | 市の債権の放棄について |
| 報告第 23 号 | 市の債権の放棄について |
| 報告第 24 号 | 市の債権の放棄について |
| 報告第 25 号 | 市の債権の放棄について |

議案第 65 号

彦根市個人情報保護条例および彦根市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 3 年(2021 年)9 月 6 日

彦根市長 和田 裕 行

彦根市個人情報保護条例および彦根市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

(彦根市個人情報保護条例の一部改正)

第 1 条 彦根市個人情報保護条例(平成 16 年彦根市条例第 25 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 号の 2 中「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 58 号)第 2 条第 3 項」を「個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)第 2 条第 2 項」に改め、同条第 9 号中「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 59 号)第 2 条第 1 項」を「個人情報の保護に関する法律第 2 条第 9 項」に改める。

第 37 条中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に、「第 19 条第 7 号」を「第 19 条第 8 号」に、「同条第 8 号」を「同条第 9 号」に改める。

(彦根市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例の一部改正)

第 2 条 彦根市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例(平成 27 年彦根市条例第 60 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 19 条第 10 号」を「第 19 条第 11 号」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 1 条中彦根市個人情報保護条例第 2 条第 3 号の 2 および第 9 号の改正規定は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和 3 年法律第 37 号)附則第 1 条第 4 号に掲げる規定(同法第 50 条の規定に限る。)の施行の日から施行する。

議案第 66 号

彦根市印鑑条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 3 年(2021 年)9 月 6 日

彦根市長 和田 裕 行

彦根市印鑑条例の一部を改正する条例

彦根市印鑑条例(昭和 52 年彦根市条例第 28 号)の一部を次のように改正する。

第 15 条第 1 項中「または個人番号カード」を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、個人番号カードの交付を受けている印鑑登録者にあつては、印鑑登録証を個人番号カードに代えることができる。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 67 号

彦根市スポーツ・文化交流センターの設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案
上記の議案を提出する。

令和 3 年(2021 年)9 月 6 日

彦根市長 和 田 裕 行

彦根市スポーツ・文化交流センターの設置および管理に関する条例の一部を改正する条例

彦根市スポーツ・文化交流センターの設置および管理に関する条例(令和 2 年彦根市条例第 42 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 5 号中「および貸出し」を削る。

第 5 条ただし書中「図書・学習ラウンジ」を「まちなか交流ラウンジ」に改める。

別表 1 の表中

| | | |
|----------------|--------------|-------|
| 弓道場(近的場および遠的場) | 入場料等を徴収しない場合 | 1,570 |
| | 入場料等を徴収する場合 | 3,140 |

を

| | | | |
|----------|--------------|-------|-------|
| 弓道場(近的場) | 入場料等を徴収しない場合 | 全面 | 1,570 |
| | | 2分の1面 | 780 |
| | 入場料等を徴収する場合 | 全面 | 3,140 |
| | | 2分の1面 | 1,570 |
| 弓道場(遠的場) | 入場料等を徴収しない場合 | 全面 | 1,570 |
| | | 2分の1面 | 780 |
| | 入場料等を徴収する場合 | 全面 | 3,140 |
| | | 2分の1面 | 1,570 |

に改め、同

表に次のように加える。

| | | |
|-------|-------|-------|
| その他施設 | お祭り広場 | 1,200 |
|-------|-------|-------|

別表 1 の表備考中第 7 項を第 8 項とし、第 3 項から第 6 項までを 1 項ずつ繰り下げ、第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 お祭り広場の使用料は、営利を目的とせず使用する場合は、無料とする。

別表 2 の表備考第 2 項中「第 6 項」を「第 7 項」に、「第 7 項」を「第 8 項」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 68 号

彦根市犯罪被害者等支援条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 3 年(2021 年)9 月 6 日

彦根市長 和田 裕 行

彦根市犯罪被害者等支援条例の一部を改正する条例

彦根市犯罪被害者等支援条例(平成 12 年彦根市条例第 55 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項第 1 号中「、事実上」を「事実上」に改め、「あった者」の次に「および戸籍上の性別は同一であるが婚姻関係と同様の事情にあった者」を加える。

第 5 条第 1 号中「婚姻関係」の次に「および戸籍上の性別が同一である者との間の婚姻関係と同様の関係」を加える。

付 則

- 1 この条例は、令和 3 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第 4 条第 1 項第 1 号および第 5 条第 1 号の規定は、この条例の施行の日以後に行われた第 2 条第 1 項に規定する犯罪行為(以下「犯罪行為」という。)による死亡または傷害に係る遺族見舞金または傷害見舞金の支給について適用し、同日前に終わった犯罪行為による死亡または傷害に係る遺族見舞金または傷害見舞金の支給については、なお従前の例による。

議案第 69 号

彦根市営住宅の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案
上記の議案を提出する。

令和 3 年(2021 年)9 月 6 日

彦根市長 和田 裕 行

彦根市営住宅の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例

彦根市営住宅の設置および管理に関する条例(平成 9 年彦根市条例第 30 号)の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項第 1 号中「予約者」の次に「および戸籍上の性別は同一であるが婚姻関係と同様の事情にある者」を加える。

第 14 条中「第 10 条」を「第 11 条」に改める。

付 則

- 1 この条例は、令和 3 年 10 月 1 日から施行する。ただし、第 14 条の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例(第 14 条の改正規定を除く。)の規定による改正後の彦根市営住宅の設置および管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に開始する入居者の公募その他の手続について適用し、同日前に開始した入居者の公募その他の手続については、なお従前の例による。

議案第 70 号

工事請負契約の締結につき議決を求めることについて
上記の議案を提出する。

令和 3 年(2021 年)9 月 6 日

彦根市長 和 田 裕 行

工事請負契約の締結につき議決を求めることについて

下記のとおり工事請負契約を締結することにつき、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 96 条第 1 項第 5 号の規定および議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例(昭和 39 年彦根市条例第 15 号)第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

記

1 工事の名称

彦根市民会館解体工事

2 契約金額

449,350,000 円

3 契約の相手方

- (1) 所在地 彦根市正法寺町 77 番地の 1
- (2) 名 称 株式会社藤田工務店
- (3) 代表者 代表取締役 藤 田 富士男

4 契約方法

一般競争入札

議案第 71 号

財産の取得につき議決を求めることについて
上記の議案を提出する。

令和 3 年(2021 年)9 月 6 日

彦根市長 和 田 裕 行

財産の取得につき議決を求めることについて

下記のとおり財産を取得することにつき、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 96 条第 1 項第 8 号の規定および議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例(昭和 39 年彦根市条例第 15 号)第 3 条の規定により、議会の議決を求める。

記

1 取得する財産

積載車(消防用緊急自動車)

2 契約金額

69,925,500 円

3 契約の相手方

- (1) 所在地 兵庫県三田市テクノパーク 2 番地の 3
- (2) 名 称 株式会社モリタ 関西支店
- (3) 代表者 支店長 土 居 典 生

4 契約方法

指名競争入札

議案第 72 号

財産の取得につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和 3 年(2021 年)9 月 6 日

彦根市長 和田 裕 行

財産の取得につき議決を求めることについて

下記のとおり財産を取得することにつき、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 96 条第 1 項第 8 号の規定および議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例(昭和 39 年彦根市条例第 15 号)第 3 条の規定により、議会の議決を求める。

記

1 取得する財産

消防ポンプ自動車(CD-I 型)

2 契約金額

20,109,870 円

3 契約の相手方

- (1) 所在地 兵庫県三田市テクノパーク 2 番地の 3
- (2) 名 称 株式会社モリタ 関西支店
- (3) 代表者 支店長 土 居 典 生

4 契約方法

指名競争入札

議案第 73 号

令和 2 年度(2020 年度)彦根市病院事業会計の決算につき認定を求めることについて
上記の議案を提出する。

令和 3 年(2021 年)9 月 6 日

彦根市長 和田 裕 行

令和 2 年度(2020 年度)彦根市病院事業会計の決算につき認定を求めることについて

地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号)第 30 条第 4 項の規定により、令和 2 年度(2020 年度)彦根市病院事業会計の決算につき、別冊のとおり監査委員の意見を付けて、議会の認定を求める。

議案第 74 号

令和 2 年度(2020 年度)彦根市水道事業会計の決算につき認定を求めることについて
上記の議案を提出する。

令和 3 年(2021 年)9 月 6 日

彦根市長 和田 裕 行

令和 2 年度(2020 年度)彦根市水道事業会計の決算につき認定を求めることについて

地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号)第 30 条第 4 項の規定により、令和 2 年度(2020 年度)彦根市水道事業会計の決算につき、別冊のとおり監査委員の意見を付けて、議会の認定を求める。

議案第 75 号

令和 2 年度(2020 年度)彦根市下水道事業会計の決算につき認定を求めることについて
上記の議案を提出する。

令和 3 年(2021 年)9 月 6 日

彦根市長 和田 裕 行

令和 2 年度(2020 年度)彦根市下水道事業会計の決算につき認定を求めることについて

地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号)第 30 条第 4 項の規定により、令和 2 年度(2020 年度)彦根市下水道事業会計の決算につき、別冊のとおり監査委員の意見を付けて、議会の認定を求める。

議案第 76 号

彦根市公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和 3 年(2021 年)9 月 6 日

彦根市長 和田 裕 行

彦根市公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

彦根市公平委員会委員に下記の者を選任することにつき、地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 9 条の 2 第 2 項の規定により、議会の同意を求める。

記

- 1 住 所 彦根市服部町 299 番地
- 2 氏 名 森 野 有 香
- 3 生年月日 昭和 47 年(1972 年)7 月 28 日

略 歴

もり の ゆ か
森 野 有 香

昭和 47 年 7 月 28 日生

- 1 住所 彦根市服部町 299 番地
- 2 学歴 平成 13 年 3 月 京都大学法学部卒業
- 3 職歴 平成 14 年 10 月 大阪弁護士会登録
平成 18 年 1 月 滋賀弁護士会登録
平成 18 年 1 月) 森野法律事務所
至 現 在
平成 19 年 6 月) 彦根警察署協議会委員
平成 25 年 5 月
平成 20 年 4 月) 彦根市要保護児童対策地域協議会委員
平成 24 年 3 月
平成 20 年 6 月) 彦根市男女共同参画審議会委員
平成 26 年 9 月
平成 20 年 8 月) 滋賀県消費生活審議会委員
平成 28 年 7 月
平成 20 年 11 月) 滋賀県行政経営改革委員会委員
平成 23 年 3 月
平成 21 年 1 月) 滋賀県会計事務調査委員会委員
平成 21 年 9 月
平成 21 年 10 月) 彦根市公平委員会委員
至 現 在
平成 23 年 4 月) 滋賀県公有財産審議会委員
平成 31 年 4 月

- 平成 24 年 3 月
) 滋賀県立大学監事
- 平成 30 年 3 月
- 平成 24 年 11 月
) 彦根愛知犬上広域行政組合公平委員会委員
- 至 現 在
- 平成 25 年 6 月
) 生活協同組合コープしが理事
- 令和 3 年 6 月
- 平成 26 年 4 月
) 滋賀弁護士会副会長
- 平成 27 年 3 月
- 平成 30 年 4 月
) 滋賀弁護士会副会長
- 平成 31 年 3 月
- 令和 3 年 4 月
) 滋賀弁護士会会長
- 至 現 在
- 令和 3 年 4 月
) 近畿弁護士会連合会常務理事
- 至 現 在
- 令和 3 年 4 月
) 日本弁護士連合会常務理事
- 至 現 在

議案第 77 号

彦根市教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和 3 年(2021 年)9 月 6 日

彦根市長 和田 裕 行

彦根市教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて

彦根市教育委員会教育長に下記の者を任命することにつき、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号)第 4 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

記

- 1 住 所 彦根市竹ヶ鼻町 590 番地
- 2 氏 名 西 嶋 良 年
- 3 生年月日 昭和 35 年(1960 年)3 月 17 日

略 歴

にし じま よし とし
西 嶋 良 年

昭和 35 年 3 月 17 日生

- 1 住所 彦根市竹ヶ鼻町 590 番地
- 2 学歴 昭和 58 年 3 月 滋賀大学教育学部卒業
- 3 職歴 昭和 58 年 4 月
) 彦根市立金城小学校教諭
昭和 63 年 3 月
昭和 63 年 4 月
) 彦根市立佐和山小学校教諭
平成 4 年 3 月
平成 4 年 4 月
) カルカタ日本人学校教諭
平成 7 年 3 月
平成 7 年 4 月
) 彦根市立佐和山小学校教諭
平成 9 年 3 月
平成 9 年 4 月
) 彦根市立旭森小学校教諭
平成 13 年 3 月
平成 13 年 4 月
) 彦根市教育委員会事務局学校教育課指導主事
平成 18 年 3 月
平成 18 年 4 月
) 滋賀県教育委員会事務局教職員課人事主事
平成 22 年 3 月
平成 22 年 4 月
) 滋賀県教育委員会事務局教職員課主査
平成 23 年 3 月
平成 23 年 4 月
) 犬上郡豊郷町教育委員会事務局学校教育課長
平成 24 年 3 月
平成 24 年 4 月
) 彦根市教育委員会事務局学校教育課主幹
平成 25 年 3 月

平成 25 年 4 月
) 彦根市教育委員会事務局学校教育課長
平成 26 年 3 月
平成 26 年 4 月
) 滋賀県教育委員会事務局教職員課主幹
平成 27 年 3 月
平成 27 年 4 月
) 滋賀県教育委員会事務局教職員課参事
平成 28 年 3 月
平成 28 年 4 月
) 滋賀県教育委員会事務局幼小中教育課長
平成 30 年 3 月
平成 30 年 4 月
) 彦根市立城南小学校校長
平成 31 年 3 月
平成 31 年 4 月
) 彦根市教育委員会事務局教育政策監
令和元年 5 月
令和元年 6 月
) 彦根市教育委員会教育長
至 現 在

議案第 78 号

彦根市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和 3 年(2021 年)9 月 6 日

彦根市長 和田 裕 行

彦根市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

彦根市教育委員会委員に下記の者を任命することにつき、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号)第 4 条第 2 項の規定により、議会の同意を求める。

記

- 1 住 所 彦根市南三ツ谷町 1826 番地
- 2 氏 名 田 附 孝 子
- 3 生年月日 昭和 28 年(1953 年)12 月 16 日

略 歴

た づけ たか こ
田 附 孝 子

昭和 28 年 12 月 16 日生

- 1 住所 彦根市南三ツ谷町 1826 番地
- 2 学歴 昭和 49 年 3 月 聖徳学園女子短期大学卒業
- 3 職歴 昭和 49 年 4 月
) 坂田郡近江町立息長小学校養護教諭
昭和 50 年 3 月
昭和 50 年 4 月
) 坂田郡山東町立柏原小学校養護教諭
昭和 53 年 3 月
昭和 53 年 4 月
) 彦根市立城北小学校養護教諭
昭和 57 年 3 月
昭和 57 年 4 月
) 彦根市立東中学校養護教諭
平成 3 年 3 月
平成 3 年 4 月
) 彦根市教育委員会事務局学校教育課主査
平成 6 年 3 月
平成 6 年 4 月
) 滋賀県教育委員会事務局保健体育課指導主事
平成 8 年 3 月
平成 8 年 4 月
) 彦根市立中央中学校養護教諭
平成 12 年 3 月
平成 12 年 4 月
) 彦根市立彦根中学校養護教諭
平成 19 年 3 月
平成 19 年 4 月
) 彦根市立稻枝中学校養護教諭
平成 24 年 3 月
平成 24 年 4 月
) 彦根市立西中学校養護教諭
平成 26 年 3 月

平成 26 年 4 月

) 彦根市立西中学校養護教諭(再任用)

平成 28 年 3 月

平成 28 年 4 月

) 子ども未来部幼児課勤務

至 現 在

諮問第 1 号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
上記の件につき諮問する。

令和 3 年(2021 年)9 月 6 日

彦根市長 和田 裕 行

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

法務大臣が委嘱する人権擁護委員の候補者に、下記の者を推薦することにつき、人権擁護委員
法(昭和 24 年法律第 139 号)第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。

記

- 1 住 所 彦根市川瀬馬場町〇〇〇〇〇〇〇〇
- 2 氏 名 白 杵 孝
- 3 生年月日 昭和 22 年(1947 年)〇〇〇〇〇

略 歴

うす き たかし
白 杵 孝

昭和 22 年〇〇〇〇〇生

- 1 住所 彦根市川瀬馬場町〇〇〇〇〇〇
- 2 学歴 〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
- 3 職歴 〇〇〇〇〇〇〇
) 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇
) 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇
) 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇 〇 〇
〇〇〇〇〇〇〇
) 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇
) 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇 〇 〇
〇〇〇〇〇〇〇
) 〇〇〇〇〇〇〇
〇 〇 〇

諮問第 2 号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
上記の件につき諮問する。

令和 3 年(2021 年)9 月 6 日

彦根市長 和田 裕 行

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

法務大臣が委嘱する人権擁護委員の候補者に、下記の者を推薦することにつき、人権擁護委員
法(昭和 24 年法律第 139 号)第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。

記

- 1 住 所 彦根市馬場一丁目〇〇〇〇〇
- 2 氏 名 竹 内 彰
- 3 生年月日 昭和 25 年(1950 年)〇〇〇〇〇

略 歴

たけ うち あきら
竹 内 彰

昭和 25 年〇〇〇〇〇生

- 1 住所 彦根市馬場一丁目〇〇〇〇〇
- 2 学歴 〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
- 3 職歴 〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇
 〇〇〇〇〇〇〇
) 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
 〇〇〇〇〇〇〇
 〇〇〇〇〇〇〇
) 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
 〇〇〇〇〇〇〇
 〇〇〇〇〇〇〇
) 〇〇〇〇〇〇
 〇〇〇〇〇〇〇
 〇〇〇〇〇〇〇
) 〇〇〇〇〇〇〇〇〇
 〇〇〇〇〇〇〇
 〇〇〇〇〇〇〇
) 〇〇〇〇〇
 〇〇〇〇〇〇〇
 〇〇〇〇〇〇〇
) 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
 〇〇〇〇〇〇〇
 〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇

○○○○○○○○
) ○○○○○○○○○○
 ○○○○○○○○
 ○○○○○○○○
) ○○○○○○○○○○
 ○○○○○○○○
 ○○○○○○○○
) ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
 ○○○○○○○○
 ○○○○○○○○
) ○○○○○○○○○○
 ○○○○○○○○
 ○○○○○○○○
) ○○○○○○○○○○○○○○
 ○○○○○○○○
 ○○○○○○○○
) ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
 ○○○○○○○○
 ○○○○○○○○
) ○○○○○○○○
 ○ ○ ○
 ○○○○○○○○
) ○○○○○○○○○○○○○○○○○
 ○ ○ ○
 ○○○○○○○○
) ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
 ○ ○ ○

諮問第 3 号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
上記の件につき諮問する。

令和 3 年(2021 年)9 月 6 日

彦根市長 和田 裕 行

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

法務大臣が委嘱する人権擁護委員の候補者に、下記の者を推薦することにつき、人権擁護委員
法(昭和 24 年法律第 139 号)第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。

記

- 1 住 所 彦根市本庄町〇〇〇〇〇〇
- 2 氏 名 田 口 全 男
- 3 生年月日 昭和 28 年(1953 年)〇〇〇〇〇

略 歴

たぐちまさお
田 口 全 男

昭和 28 年〇〇〇〇〇〇生

- 1 住所 彦根市本庄町〇〇〇〇〇〇
- 2 学歴 〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇
- 3 職歴 〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇
) 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇
) 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇
) 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇
) 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇
) 〇〇〇〇〇〇〇
〇 〇 〇

諮問第 4 号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
上記の件につき諮問する。

令和 3 年(2021 年)9 月 6 日

彦根市長 和田 裕 行

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

法務大臣が委嘱する人権擁護委員の候補者に、下記の者を推薦することにつき、人権擁護委員
法(昭和 24 年法律第 139 号)第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。

記

- 1 住 所 彦根市原町〇〇〇〇〇〇〇
- 2 氏 名 大久保 則 雄
- 3 生年月日 昭和 29 年(1954 年)〇〇〇〇〇

略 歴

おおくぼ のり お
大久保 則 雄

昭和 29 年〇〇〇〇〇生

- 1 住所 彦根市原町〇〇〇〇〇〇〇〇
- 2 学歴 〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
- 3 職歴 〇〇〇〇〇〇〇〇
) 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
 〇 〇 〇
 〇〇〇〇〇〇〇〇
) 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
 〇 〇 〇
 〇〇〇〇〇〇〇〇
) 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
 〇 〇 〇
 〇〇〇〇〇〇〇〇
) 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
 〇〇〇〇〇〇〇〇
 〇〇〇〇〇〇〇〇
) 〇〇〇〇〇〇〇〇
 〇 〇 〇

諮問第 5 号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
上記の件につき諮問する。

令和 3 年(2021 年)9 月 6 日

彦根市長 和田 裕 行

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

法務大臣が委嘱する人権擁護委員の候補者に、下記の者を推薦することにつき、人権擁護委員
法(昭和 24 年法律第 139 号)第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。

記

- 1 住 所 彦根市彦富町〇〇〇〇〇〇〇
- 2 氏 名 大 橋 秀 子
- 3 生年月日 昭和 23 年(1948 年)〇〇〇〇〇

略 歴

お お は し ひ で こ
大 橋 秀 子

昭和 23 年〇〇〇〇〇生

- 1 住所 彦根市彦富町〇〇〇〇〇〇〇
- 2 学歴 〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
- 3 職歴 〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇
) 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇
) 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇
) 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇
) 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇
) 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇 〇 〇
〇〇〇〇〇〇〇〇
) 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇 〇 〇

諮問第 6 号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
上記の件につき諮問する。

令和 3 年(2021 年)9 月 6 日

彦根市長 和田 裕 行

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

法務大臣が委嘱する人権擁護委員の候補者に、下記の者を推薦することにつき、人権擁護委員
法(昭和 24 年法律第 139 号)第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。

記

- 1 住 所 彦根市西葛籠町〇〇〇〇〇
- 2 氏 名 米 田 紀代子
- 3 生年月日 昭和 33 年(1958 年)〇〇〇〇〇〇

略 歴

よね だ きよこ
来 田 紀代子

昭和 33 年〇〇〇〇〇〇生

- 1 住所 彦根市西葛籠町〇〇〇〇〇
- 2 学歴 〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
- 3 職歴 〇〇〇〇〇〇〇
) 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇
) 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇
) 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇
) 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇
) 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇 〇 〇
〇〇〇〇〇〇〇
) 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇 〇 〇
〇〇〇〇〇〇〇
) 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇 〇 〇

報告第 17 号

和解および損害賠償の額の決定について

和解をすることおよび法律上その義務に属する損害賠償の額を定めることについて、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条第 1 項の規定により、市長において専決処分をしたので、同条第 2 項の規定により、議会に報告する。

令和 3 年(2021 年)9 月 6 日

彦根市長 和田 裕 行

専決第 16 号

和解および損害賠償の額の決定について

和解をすることおよび法律上その義務に属する損害賠償の額を定めることについて、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分をする。

令和 3 年(2021 年)8 月 3 日

彦根市長 和田 裕 行

1 和解および損害賠償の相手方

(1) 所在地 ○○○○○○○○○○○○○○○○

(2) 名 称 ○○○○○○○○○○○○○○○○

(3) 代表者 ○○○○○ ○ ○ ○ ○

2 和解の要旨

(1) 彦根市は、相手方に、損害賠償金として 11,282 円を支払う。

(2) 相手方は、彦根市に、損害賠償金として 244,738 円を支払う。

3 事案の概要

令和 3 年 5 月 17 日午前 10 時 25 分頃、彦根市大堀町 965 番地 6 地先の国道 8 号の交差点において、当該交差点を南方向に走行していた公用車と、市道大堀町蓮町 1 号線から当該交差点に進入し、右折しようとした相手方の車両とが衝突したことにより、公用車および相手方の車両が損傷したもの

報告第 18 号

令和 2 年度(2020 年度)一般財団法人彦根市事業公社の決算状況について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 243 条の 3 第 2 項の規定により、令和 2 年度(2020 年度)一般財団法人彦根市事業公社の決算に関する書類を、別添のとおり提出する。

令和 3 年(2021 年)9 月 6 日

彦根市長 和田 裕 行

報告第 19 号

第 33 期彦根総合地方卸売市場株式会社の決算状況について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 243 条の 3 第 2 項の規定により、第 33 期彦根総合地方卸売市場株式会社の決算に関する書類を、別添のとおり提出する。

令和 3 年(2021 年)9 月 6 日

彦根市長 和田 裕 行

報告第 20 号

第 24 期株式会社夢京橋の決算状況について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 243 条の 3 第 2 項の規定により、第 24 期株式会社夢京橋の決算に関する書類を、別添のとおり提出する。

令和 3 年(2021 年)9 月 6 日

彦根市長 和田 裕 行

報告第 21 号

第 18 期株式会社四番町スクエアの決算状況について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 243 条の 3 第 2 項の規定により、第 18 期株式会社四番町スクエアの決算に関する書類を、別添のとおり提出する。

令和 3 年(2021 年)9 月 6 日

彦根市長 和田 裕 行

報告第 22 号

市の債権の放棄について

彦根市債権管理条例(平成 25 年彦根市条例第 12 号。以下「条例」という。)第 6 条の規定により、市の債権を放棄したので、条例第 7 条の規定により、議会に報告する。

令和 3 年(2021 年)9 月 6 日

彦根市長 和田 裕 行

1 市の債権の名称

改良住宅使用料債権

2 放棄した市の債権の額

394,000 円

3 市の債権を放棄した理由およびその内訳

条例第 6 条第 1 号に該当したもの

22 件 394,000 円

報告第 23 号

市の債権の放棄について

彦根市債権管理条例(平成 25 年彦根市条例第 12 号。以下「条例」という。)第 6 条の規定により、市の債権を放棄したので、条例第 7 条の規定により、議会に報告する。

令和 3 年(2021 年)9 月 6 日

彦根市長 和田 裕 行

1 市の債権の名称

彦根市立病院診療費用等債権

2 放棄した市の債権の額

6,574,590 円

3 市の債権を放棄した理由およびその内訳

(1) 条例第 6 条第 1 号に該当したもの

162 件 6,416,240 円

(2) 条例第 6 条第 3 号に該当したもの

2 件 158,350 円

報告第 24 号

市の債権の放棄について

彦根市債権管理条例(平成 25 年彦根市条例第 12 号。以下「条例」という。)第 6 条の規定により、市の債権を放棄したので、条例第 7 条の規定により、議会に報告する。

令和 3 年(2021 年)9 月 6 日

彦根市長 和田 裕 行

1 市の債権の名称

水道料金債権

2 放棄した市の債権の額

2,041,559 円

3 市の債権を放棄した理由およびその内訳

(1) 条例第 6 条第 1 号に該当したもの

385 件 1,925,521 円

(2) 条例第 6 条第 2 号に該当したもの

19 件 85,239 円

(3) 条例第 6 条第 3 号に該当したもの

15 件 30,799 円

報告第 25 号

市の債権の放棄について

彦根市債権管理条例(平成 25 年彦根市条例第 12 号。以下「条例」という。)第 6 条の規定により、市の債権を放棄したので、条例第 7 条の規定により、議会に報告する。

令和 3 年(2021 年)9 月 6 日

彦根市長 和田 裕 行

1 市の債権の名称

学校給食費徴収金債権

2 放棄した市の債権の額

180,600 円

3 市の債権を放棄した理由およびその内訳

条例第 6 条第 1 号に該当したもの

43 件 180,600 円